

# 復興計画と その遂行

## 02

### 第2部 復興計画とその遂行

#### 序章

「南三陸町震災復興計画」

#### 第1章 安心して暮らし続けられるまちづくり

#### 第2章 自然と共生するまちづくり

#### 第3章 なりわいと賑わいのあるまちづくり

## 序章

## 「南三陸町震災復興計画」

1. 復興計画の策定経緯・位置付け・期間・体制
2. 復興計画の基本理念と目標・方策
3. 土地利用のあり方

## 1. 復興計画の策定経緯・位置付け・期間・体制

## 復興計画策定のための庁内体制の整備

平成23(2011)年5月1日、町は「震災復興推進課」を新設し、旧企画課の3人に県内外からの応援職員を加えた約10人の体制で復興に関する業務を本格的にスタートした。業務自体はすでに始まっていたが、課の新設には条例が必要であるため、4月末に開かれた臨時町議会での決定を受けての発足だった。

震災復興推進課がまず取り組んだのは、震災復興計画の素案を作るための前段の作業だった。まちづくりの将来ビジョンである復興計画無くして、土地利用方針は定まらず、予算もスケジュールも立てることができない。ゼロから見直すことが必要となった防災計画をはじめ、行政のあらゆる分野の再出発の土台となるのが震災復興計画であり、町民に納得・安心して生活再建や事業再開に取り組んでいただくためにも、一刻も早く将来ビジョンを示さなければならなかった。

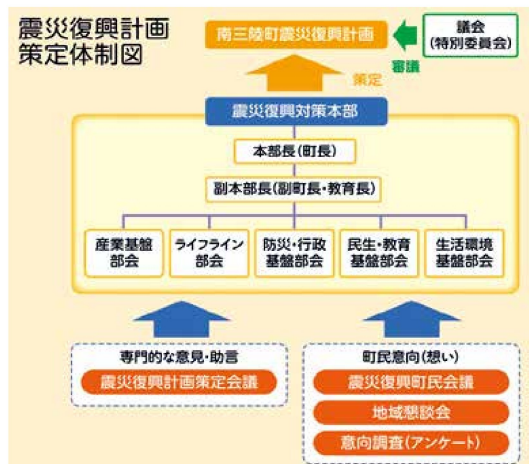
作業は組織改編に先行して進めていたため、課の発足時には震災復興計画のベースとなる復興基本方針の骨子案はまとまっていた。骨子案の核心は「高台移転」と「職住分離」で、復興計画の期間は平成32

(2020)年度までとし、「復旧期」「復興期」「発展期」の3期に分けて実施することを定めた。

この骨子案を復興計画の素案、そして「震災復興計画案」にまで練り上げるために、町は5月下旬、佐藤仁町長を本部長に「復興対策本部」を設置し、策定作業を進めた。



## ■震災復興計画策定の体制



## 「南三陸町震災復興計画策定会議」の設置

震災復興計画の策定に当たり、町は有識者を招請して策定会議委員を組織し、専門的な助言を得ながら計画づくりを進めた。

平成23年6月10日、第1回「南三陸町震災復興計画策定会議」を開催。外部からは学識経験者、国土交通省東北地方整備局、宮城県土木部等の9人が、南三陸町からは町長、町議会議員、復興対策本部メンバー等9人が委員となり、委員長には大泉一貫・宮城大学事業構想学部長が、副委員長には中林一樹・阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」上席研究員が就任した。会議では「震災復興基本方針（素案）」と土地利用のゾーニング計画等が検討された。

7月10日には第2回が開催され、復興計画の概要（素案）、目標3「なりわいと賑わいのまちづくり」、土地利用計画が議論された。

8月7日の第3回では、全世帯を対象に7月に実施した復興まちづくりに関する意向調査の調査結果と町民会議、地域懇談会の開催状況が報告された後、土地利用計画案と目標2「自然と共生するまちづくり」、「災害遺構（災害の伝承）の考え方」について意見交換が行われ、「震災復興計画書」の目次立て（構成）について検討が行われた。

9月18日の第4回会議では町から「南三陸町震災復興計画書（素案）」全体が提示され、総括的な議論が行われた。

以上のような経過で検討された素案に基づいて、町は12月26日に「南三陸町震災復興計画」を策定した。計画は平成24(2012)年2月12日の第5回会議で志津川地区土地利用計画等を見直したことを踏まえて、3月26日に改訂を行った。

本計画の策定においては、町民の想いを反映することを重要視し、復興後に目指す町のあり方を、町民とともに考えていくことを基本姿勢とした。

## 「南三陸町震災復興町民会議」の活動

震災から町を迅速に蘇らせて、未来に誇れる町を創り出すためには、住民と行政が力を合わせることはもちろん、多様な主体との協働が重要である。復興計画の策定に当たっても、住民の思いや将来への創造力を引き出し、丁寧な、更にスピード感をもって復興像を描き出し、かななければならない。

そのため、町は「南三陸町震災復興町民会議」を設置することとし、公募による14人と各種団体からの推薦者10人の計24人に委員を委嘱した。また、前年に町と包括的な地域連携協定を締結していた宮城大学から、知見の提供や議論のサポートについて協力を受けた。

会議は平成23年7月8日の第1回から9月7日の第6回まで行われ、町民の視点で自由に意見交換し、具体的なアイデアを出し合った。また、より多くの町民の意向を集約するために、地域懇談会を町内外の23会場で開催した。各回の会議の報告書はビジュアルに編集されて「かわら版」の愛称で公開されている。

6回の会議の総括として、町民会議は提言書「復興への私たちの想い ～津波を忘れない、真心を忘れない～」を提出した。震災復興計画への提言としては5つの事業をシンボルプロジェクトとして提案した。また、「(仮称)復興自治協議会」設置による町民主体のまちづくりや、復興に関わっていただいた町外の方々に「復興サポーター」として永未く絆を培っていただく仕組みづくりも提言した。これらの提言のいくつかは、形を変えつつも実際の復興計画や復興事業の中に生かされている。

■町民会議「かわら版」第2号



## 序章 「南三陸町震災復興計画」

## 震災復興計画と「南三陸町総合計画」

震災3年前の平成19(2007)年度に策定した「南三陸町総合計画2007～2016」では、「自然との共生」「自治意識の高揚」「ブランド化推進」の3つを目標に掲げ、「自然・ひと・なりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち」という基本理念によるまちづくりに取り組んでいた。

しかし、震災によって総合計画の推進は極めて困難な状況となり、あらゆる施策に優先して震災復興計画を進める必要があった。本来、総合計画はまちづくりの最上位に位置付けるべきものであるが、当面は震災復興計画を進めながら町の将来像を検討し、総合計画を見直して長期的な町の発展を目指すこととした。

震災復興計画で目標年次とした平成28(2016)年度に、「第2次南三陸町総合計画2016～2025」を策定した。策定の準備期間において、震災復興計画の遂行状況を勘案しつつ徐々に総合計画に向けた復興方針へと移行し、平成29(2017)年度以降は第2次総合計画に基づくまちづくりを推進した。

一方、国は平成23(2011)年7月に「東日本大震災からの復興の基本方針」を策定。8月には基本方針の改訂し、「各府省の事業計画と工程表」を示した。同月、県も「宮城県震災復興基本計画(案)」を策定した。

町の総合計画は、国や県の計画との上下関係はないが、町内での復興関連事業には国や県が事業主体となるものもあり、国や県からの財政支援も不可欠であった。

そのため、震災復興計画・総合計画においては国や県の計画との連携や調整を図り、必要な支援を要請しつつ推進した。



## 計画期間

本計画は、平成23年度を初年度とする10カ年計画として策定した。震災の被害は甚大であり、復興までには相当の期間を要すると想定していたが、可能な限り短期間で実現できるように計画した。

計画期間は「復旧期」「復興期」「発展期」と大きく3つに区分し、連続的かつ継続的に「復旧しながら復興し、復興しながら発展する」ことを目指した。

最初の3年である復旧期（平成23年度から平成25(2013)年度）は、基盤施設の応急的復旧や仮住まいの確保を早急に進めつつ、将来の職住分離のための用地計画と確保に取り組むこととした。また、町民一人一人が主体的に復興に参加できるよう、それを支える地域コミュニティの維持を図った。

震災1年後からの6年間（平成24(2012)年度から平成29年度）は復興期とし、産業となりわいの本格的復興を進め、復旧・復興事業において雇用の確保・創出を図った。また、復旧期と並行して、住まいの再建や地域コミュニティの再生を推進することとした。

震災3年後からの7年間（平成26(2014)年度から令和2(2020)年度）は発展期とし、第一次産業（漁業・農業・林業）を主軸としながら観光・農水産加工・商業と連携した6次産業化（※1）を推進し、グリーンツーリズムやブルーツーリズム（※2）等を展開するほか、循環型社会を実現する環境関連産業等を中心とした新たな産業の育成を図ることとした。

さらに、高台居住地などで新しいコミュニティの絆を深め、町民主体による協働まちづくりを目指した。

※1…6次産業化：農林漁業者が、生産だけでなく加工・流通・販売にも主体的かつ総合的に関わることで、地域に付加価値を生み出し、農林水産業や農山漁村を活性化するためのもの。  
 ※2…農村（グリーン）や漁村（ブルー）に滞在して農業・漁業体験や地域の自然・文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ旅のこと。

## 「復興の主体は町民一人一人」

本計画は、震災経験で得た教訓を活かし、町の将来像を見据えた「新しいまちづくりの指針」として策定した。単なる「復旧」にとどまらず、震災以前から町が抱えていた諸課題にも改めて向き合い、その先に新たな賑わいを創出し、誰もが安全・安心で豊かさを実感できる町として「創造的復興」を目指すものとするためである。

新しいまちづくりに向けた復興は、町民一人一人が主体であり、本計画は町民の想いを反映し、町民が参画することを前提として策定した。

ただし、大規模な被災状況からの復興は、多くの力を結集しなければ成し遂げられないため、民間企業や各種団体、NPOなどの協力が不可欠である。こうした複数の主体が、それぞれの分野において復興事業に携わり、相乗的に効果を上げていくことが必要であった。

町は、その相乗効果を高めるためのサポート体制を構築し、さまざまな主体との連携を図りながら、復興事業を進めていくこととした。

## 協働の復興まちづくり推進と計画の推進体制

復興計画の推進に当たっては、「復興の主体は町民一人一人」を大前提としつつ、各種団体・企業などの協力を得て相乗効果を高める推進体制を目指した。そのために、「町



と地域が力を合わせ協働で取り組むまちづくり」および「町の主体性を堅持し国・県と連携して進めるまちづくり」という2つの方策を設定した。

方策1「町と地域が力を合わせ協働で取り組むまちづくり」は、震災以前の「南三陸町総合計画2007～2016」に基づく「協働のまちづくり」において、町民・団体・地域企業など多様な主体と行政が連携していた実績を、復興まちづくりに活かそうというものである。町外からの支援を受動的に得るのではなく、協働のまちづくりで築いてきた取り組みを土台とした「復興まちづくり協議会」を設置し、町民・地域が能動的にボランティア団体などと協働して復興に取り組む方針を示した。

方策2「町の主体性を堅持し国・県と連携して進めるまちづくり」は、震災復興対策本部を中心に、町役場の総合的な推進体制を整備するものである。本計画は広範な分野にわたり、担当部署も全組織が関与する。そこで、計画の進捗状況管理や情報の共有化を図るため「南三陸町震災復興計画策定会議」を設置し、点検・評価・見直しを行いつつ国や県との連携・調整に対応した。

また、復興事業を進めるに当たり、重要な課題に対しては必要に応じてプロジェクトチームを設け、効果的にスピード感を持って取り組んだ。



## 計画期間



## 2. 復興計画の基本理念と目標・方策

### 復興の基本理念と3つの復興目標

**復興の基本理念**  
「自然・ひと・なりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち」への創造的復興

甚大な被害を被った東日本大震災から南三陸町を迅速に蘇らせ、未来に誇れる町を創り出すことは、残された町民にとって亡くなられた方に報いるための責務である。このことを深く胸に刻み、復興の基本理念を『「自然・ひと・なりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち」への創造的復興』と定めた。

創造的復興とは、単に震災前の状態に回復するだけでなく、成熟社会を取り巻く諸課題にも対応させた新たなまちづくりを目指すことである。南三陸町で再び生活することを願う町民が、安心と希望を持って復興に取り組めるよう、町に関わる全ての方々の力を結集して実現して決意が、この復興の基本理念には込められている。

計画では、この「復興の基本理念」のもと、命を守る土地利用、自然環境との共生、新たな産業創出の3つの復興目標を定めた。

#### 目標1 安心して暮らし続けられるまちづくり

今回の大地震と巨大津波によって、町を支えてきた多くの方々が犠牲になり、住まいや仕事場、施設等に壊滅的な被害を受けた。この被災の経験を活かし、どのような災害に遭遇しても命が守られ、安全で安心して暮らし続けることができる町、集落および地域社会を創造的に復興する。

#### 目標2 自然と共生するまちづくり

我々は山々に守られた海から多大な恩恵を授かってこの地に住み続けてきたが、その自然は時に猛威をふるって我々を苦しめる。自然への畏怖畏敬の念を忘れることなく風土・文化を後世に継承し、この豊穡の海と山からの恵みに感謝しながら、自然と共生するまちづくりを進める。

#### 目標3 なりわいと賑わいのまちづくり

漁業や農業および観光を中心とする町の産業を再生し、人々のなりわいを確保するとともに、新しい産業の創出を目指す。それによって、世代と地域を超えた交わりを活発

にし、光輝く賑わいのまちづくりを進める。

以上3つの復興目標の実施に先立ち、本計画における復旧期には「緊急対応すべき重点事項」として、主に町民の生活再建やライフライン・産業・都市機能などの急激な復旧に注力することとした。

また、これらの復興目標を推進するために、2つの方策を立てた。

#### 方策1 町と地域が力を合わせ協働で取り組むまちづくり

我々は震災後の過酷な状況を、被災の規模に関わらず全ての町民が力を合わせることで乗り切ってきた。今後の復興においても、全ての町民、企業、各種団体の力を結集し、町のリーダーシップのもと、役割を分担して創造的復興に取り組む。

#### 方策2 町の主体性を堅持し国・県と連携して進めるまちづくり

未曾有の津波災害からの創造的で早急な復興は、町と町民の力だけでは困難である。町と全ての町民の主体的な取り組みを堅持しつつ、社会基盤整備や産業・生活再建の支援など、国や宮城県と連携しながら、スピード感を持って進める。

#### 人口減少と高齢化への対策

平成19(2007)年3月に策定した「南三陸町総合計画」では町の人口を平成23(2011)年は17,944人、平成28(2016)年は17,234人と推計していたが、震災直前の平成23年2月末の住民基本台帳では17,666人と推計を下回った。本計画では、震災後に転出された方に再び南三陸町に戻りたいと思えるよう、居住地の確保や雇用の創出などの復興事業に全力で取り組み、新たな転入者の獲得施策にも積極的に取り組むことによって、平成33(令和3)年の目標人口を14,555人とした。

人口の減少とともに、高齢化がさらに進むことが予想された。したがって、新しいまちづくりに当たっては人口減少や高齢化の進展に十分に配慮し、過大な宅地造成は行わず、なるべくコンパクトにし、高齢者等に配慮して道路や公共施設はユニバーサルデザインとした。

## まちの将来像 自然・ひと・なりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち



## 5つのシンボルプロジェクト



新しいまちづくりを進めるに当たり、復興を先導し、他の取り組みなどへの波及効果が期待される5つのプロジェクトを「シンボルプロジェクト」として、各事業の連携を図りながら、戦略的に展開することとした。

シンボルプロジェクトは、町民の生活支援や産業の再興など、町全体の復興の核となるものであり、「震災復興町民会議」提言や意向調査結果など、町民意向を十分に反映して選定した。



## 2 被災者の生活支援プロジェクト

被災した町民の生活再建は、復興の第一歩である。全ての町民が安心して暮らせるように、さまざまな支援が必要であり、当面は仮設住宅での生活支援、孤立化防止などに取り組む。

## 【主な事業】

- 「生活支援相談員」の配置
- こころのケア
- 孤独死防止のための見守り



## 1 津波の教訓伝承プロジェクト

震災による犠牲者を慰霊するとともに、二度と悲劇を繰り返さないために、津波の記憶や教訓を風化させず、後世に伝承する。

## 【主な事業】

- 「津波防災の日」の制定(犠牲者供養、防災訓練等)
- 「災害の記録」の作成
- 「震災復興祈念公園」やメモリアル整備
- 語り部の育成



## 3 命を守ロードプロジェクト

非常時に安全に逃げるための避難道路を整備する。避難道路は、障がい者や高齢者など、誰でも通りやすいように整備し、併せて、地理に不案内な観光客等でも、昼夜を問わず容易に避難場所が分かるように「避難誘導サイン」を整備する。

## 【主な事業】

- 避難道路の整備
- 津波避難誘導標識の設置

## 4 まちの賑わい復活プロジェクト

産業の復興には基幹産業である水産業の復興が不可欠である。漁港の応急復旧を速やかに進め、仮設魚市場の整備など水産業の早期再生を進める。また、地場産材による復興住宅の建設などの地産地消の取り組みを推進する。

## 【主な事業】

- 仮設魚市場、仮設共同加工場の整備
- 地場産材による家づくりへの支援
- 地場産材による公営住宅の整備
- 観光拠点施設等の整備

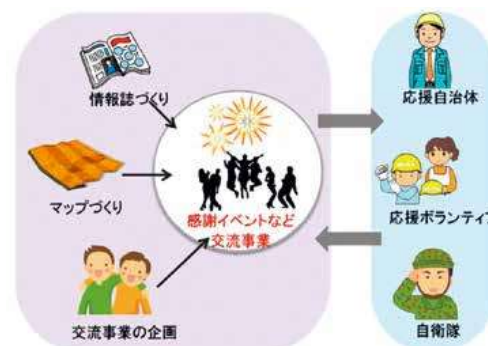


## 5 「絆・感謝」プロジェクト

震災直後から、町の復旧・復興活動に支援や応援をいただいた全ての人の恩を忘れず、つながりを大事にし、感謝する取り組みを行う。

## 【主な事業】

- 応援ボランティアとの交流事業
- 応援自治体との交流・連携
- 復興情報の発信



## 3. 土地利用のあり方

### 「なりわいの場所は様々であっても、住まいは高台に」

土地利用の計画に当たっては、「なりわいの場所は様々であっても、住まいは高台に」を基本に、単に津波以前の状態に復旧するだけではなく、震災前のまちの骨格や歴史を活かしながらも、より安全な暮らしと賑わいや活力ある産業の構築に向けた新たなまちづくりを進めることとした。

### 町民意向の把握

町民意向を踏まえた新しいまちづくりを進めるため、7月に全世帯を対象に「復興まちづくりに関する意向調査」を実施した。調査は、「自然災害に強いまちづくりで重要なこと」について、『住まいの高所への配置』が68%と最も高く、次いで『学校・病院・庁舎などの高所への配置』が約58%であった。

また、震災復興町民会議からは、高所移転に伴う道路整備について、歩行者の視点で、高齢者や障がい者等、誰もが行き来しやすいようにアップダウンを極力少なくする等の配慮が必要であるとの提言が出されていた。

さらに、7月に開催した「震災復興計画地域懇談会」では、「住まいは高台に」という考え方について、『具体的な移転場所選定や移転事業を進める際には町民の意向を重視すること』といった主旨の意見等があり、賛同意見が多数寄せられた。

計画はこれらの意見等を参考に策定したが、その後の住まい等の移転事業を進めるに当たっては、必要に応じてよ

り具体的な意向調査や説明会等を実施し、町民の意向を確認しながら進めていくこととした。

### 土地利用の方向性

#### ◆防災・減災の考え方

防災・減災対策は「逃げやすいまちづくり」を柱とし、今回の震災を教訓に、津波への対策を再考した。

最大クラスの津波に対しては、避難が困難な夜間の津波や要援護者にも対応するため、公共施設や住まいなどの高台配置や避難施設の整備など多重防御の推進により、被害を最小限に抑えることとした。

最大クラスの高さではないものの発生頻度の高い津波に対しては、防潮堤の整備など、より安全性を高める施策を図った。

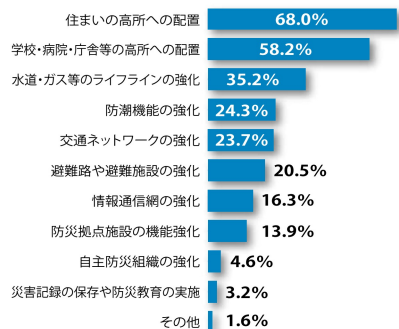
#### ◆避難路・避難場所の確保

子どもや高齢者、障がい者、町外からの来訪者など全ての方が迅速に避難できるよう、避難路・避難場所の整備に取り組むこととした。

夜間や停電時にも機能する防災無線や避難誘導サイン、海岸や河口部を避けた避難路、道路の拡幅や避難階段・スロープなどの整備を計画した。

また、防災意識の向上や災害時の互助体制づくりを促進する施策についても推進していくこととした。

#### ■「自然災害に強いまちづくりで重要なこと」 （「復興まちづくりに関する意向調査」より）



### 【土地利用の方針】

- 災害に強く、将来にわたって命を守る土地利用を推進します。
- 住まいやなりわいの場の近くに、安全な避難場所、避難路を確保します。
- 自然や地域の絆に配慮しながら、高台などに安全な居住地を確保します。
- 豊かな山・川・海の資源を活かした産業再生に向けた基盤施設を整備します。
- 新しい土地利用にふさわしく、維持管理しやすい基盤施設を整備します。
- 各地域の実態や意向を踏まえ、きめ細かな土地利用を進めていきます。

#### ◆安全な居住地の確保

最大クラスの津波を想定し、高台に新たに宅地を造成して、より安全で安心して暮らせる居住地の確保を推進することとした。

- なお、高台宅地造成にあたっては、以下の点に留意した。
- ①自然や景観への影響を最小限に抑えられる場所を選ぶ。
  - ②被害が小さい既存の住宅地や商工団地との位置関係を考慮する。
  - ③高台宅地への移転に当たっては地域コミュニティの絆に配慮する。
  - ④高台の住まいと漁港等のなりわいの場所のアクセスや避難路を確保する。
  - ⑤国道45号や国道398号など幹線道路へのアクセスを確保する。

#### ◆賑わいと活力ある産業用地の再生

当町は水産業を中心とした産業構造であるため、防潮堤の整備など防災・減災対策を強化しながら、被災した産業用地の再生と安全性の向上を図った。

産業用地の再生は、仮設店舗や仮設工場などの確保による早期復旧から連続的に復興を進め、新産業の創出や外部企業の誘致も積極的に行い、これまで以上の賑わいと活力の創出を目指した。

水産業は、漁港機能の再編による基幹漁港への集中的資本整備、新規参入など戦略的な復興を促すために必要な用地を確保することとした。

商業や観光業は、居住地の配置や鉄道・幹線道路のルー

トなどを考慮し、住民や来訪者にとって利便性の高い場所に用地を確保することとした。

#### ◆公共施設等の再配置

震災以前の公共施設の立地や機能などを再評価し、町民意向や将来人口などを勘案しながら再整備を図った。

特に役場や病院・学校・福祉施設など、災害時に重要な役割を担う施設や避難弱者が利用する施設については、防災拠点としての活用を視野に入れ、高台など安全が確保できる場所へ配置する方針とした。

また、それらの施設の立地場所は、災害時に有効に機能が發揮できるとともに、町民の生活利便性を考慮して検討することとした。

#### ◆交通網の再構築

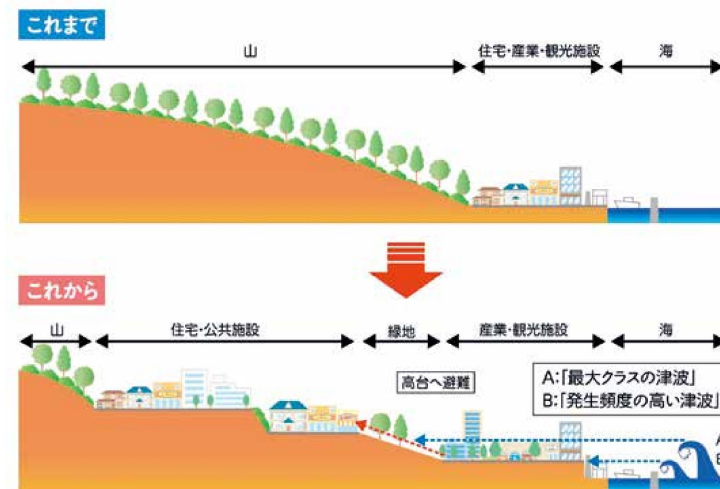
災害時の緊急輸送・搬送や県内外との広域的な交流・流通などを考慮して、道路の再構築を計画した。

三陸縦貫自動車道の早期整備をはじめ、主要幹線道路である国・県道をより安全なルートとして再配置していくことを国・県に要請していくこととした。

また、高台造成など新たな土地利用展開に向け、住まいとなりわい・賑わいの場所を結び、安全かつ利便性の高い地域内道路の整備を推進することとした。

公共交通網については、JR気仙沼線の早期再開を要請するとともに、バス・タクシーなど各種交通機関で適切な役割分担を行い、利便性が高く効率的な公共交通網の構築を目指した。

#### ■まちづくりの断面イメージ



序章 「南三陸町震災復興計画」

復興構想ゾーニング

復興後の発展を視野に入れたまちづくりのため、居住地や市街地・漁村集落などの復興構想を総合的に考え、土地利用のゾーニング(※)を図った。

志津川市街地については、居住ゾーンと公共公益ゾーンを高台に移転集約し、水産業や商業・観光、公園・緑地等は低地の住宅移転跡地を中心にゾーニングした。

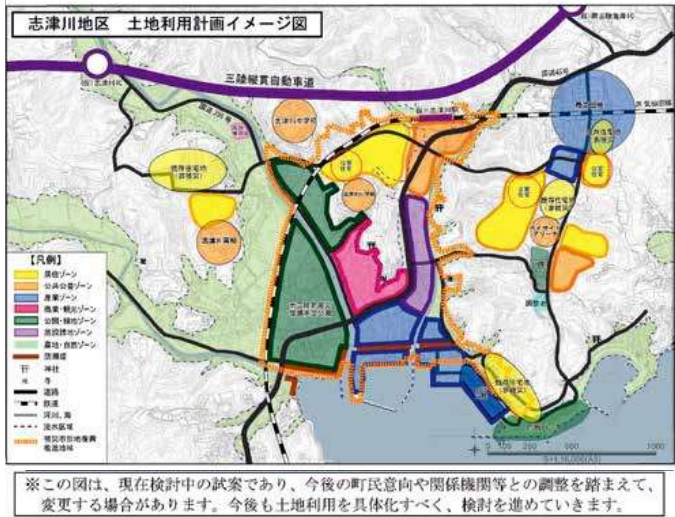
歌津(伊里前)市街地についても同様に、居住地と公共施設を高台に、水産業や商業・観光施設、公園・緑地等は低地にゾーニングした。

漁村集落においては、大きな被害を受けた危険な区域については、地域コミュニティや地形条件、生活利便性等

を踏まえながら、より安全性の高い場所への移転を支援することとした。集落の移転には、1つの集落ごと高台に移転する「個別移転」と、複数集落が集まって高台に移転する「集約移転」があるが、どちらを選択するのかは人口減少の度合いや次世代住民の状況を鑑みながら、地域住民の意向を踏まえて検討するものとした。

※…土地利用計画において、用途ごとに区分して一団の地域または地区の指定を行うこと。

ゾーニングや方針は「南三陸町震災復興計画(改訂版)」の策定当時(平成24(2012)年3月26日)のものであり、その後、改訂が重ねられた。



※この図は、現在検討中の試案であり、今後の町民意向や関係機関等との調整を踏まえて、変更する場合があります。今後も土地利用を具体化すべく、検討を進めていきます。

■志津川地区のゾーン別方針

| ゾーン名称    | 方針                                                                                        |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 居住ゾーン    | ・高台の住宅地や公共施設周辺を造成し、より安全な居住地を形成する区域                                                        |
| 公共公益ゾーン  | ・役場、病院など重要な公共施設を高台に移転集約する区域                                                               |
| 産業ゾーン    | ・水産業の再生に必要な市場・作業場・水産加工施設などを効果的に配置する区域<br>※安全上、居住地としての利用は制限する。                             |
| 商業・観光ゾーン | ・港町らしい賑わいと魅力ある店舗等が並ぶ区域<br>・港や水産資源を活かした観光交流施設等が並ぶ区域<br>※安全上、居住地としての利用は制限する。                |
| 公園・緑地ゾーン | ・復興の象徴であり、防災機能を有するなど、多面的な役割を担う公園を整備する区域<br>・陸上競技場など多様なスポーツを楽しめる施設を整備する区域                  |
| 施設誘致ゾーン  | ・三陸縦貫自動車道や国道45号の交通利便性を活かしながら、産業活性化に向けて戦略的に企業等を誘致する区域<br>※安全上、居住地としての利用は制限する。              |
| 農地・自然ゾーン | ・浸水した農地の再生など自然的土地利用を推進する区域<br>※安全上、居住地としての利用は制限する。                                        |
| 道路・鉄道    | ・国道や県道などは災害時の避難路としての役割も担うため、ゆとりある幅員を確保する。<br>・高台の住宅団地を結ぶ連絡道路を整備する。 ・志津川駅(JR気仙沼線)は高台に配置する。 |

【想定事業】:被災市街地土地地区画整理事業、防災集団移転促進事業、津波復興拠点整備事業、漁業集落防災機能強化事業、漁港施設機能強化事業、都市公園整備事業など

【復興構想ゾーニングの基本的な考え方】

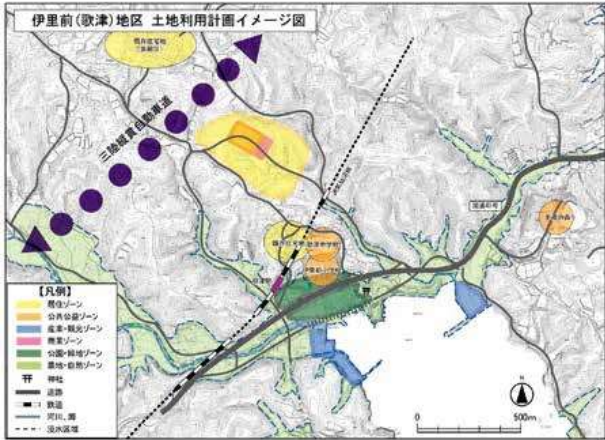
●住宅地や公共施設を高台に移転し、安全性の高い場所に機能を配置します。

●産業・商業・観光の機能、及び居住、公共公益等の機能をそれぞれ集約し、有機的な連携を促します。

●大きな被災を免れた高台の住まいや学校など一体となった土地利用とします。

●志津川湾特有の自然地形や景観、東浜街道(気仙道)の宿場町、本吉郡の中心として栄えた港町の歴史・文化資源などを活かした土地利用とします。

●幹線道路や鉄道などの交通アクセス条件を有効活用した土地利用とします。



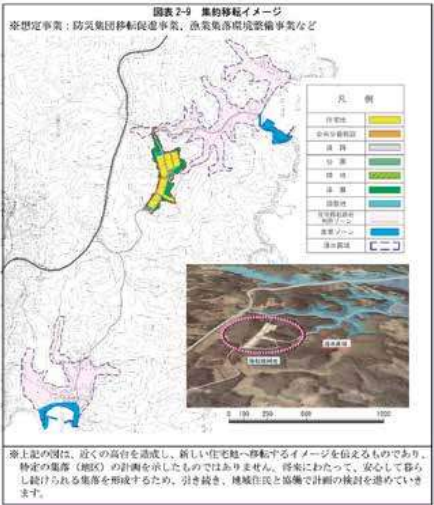
※この図は、現在検討中の試案であり、今後の町民意向や関係機関等との調整を踏まえて、変更する場合があります。今後も土地利用を具体化すべく、検討を進めていきます。

■歌津(伊里前)地区のゾーン別方針

| ゾーン名称    | 方針                                                                 |
|----------|--------------------------------------------------------------------|
| 居住ゾーン    | ・高台の住宅地や公共施設周辺を造成し、より安全な居住地を形成する区域                                 |
| 公共公益ゾーン  | ・総合支所などの公共施設を高台に移転集約する区域                                           |
| 産業・観光ゾーン | ・水産業の再生に必要な作業場・水産加工施設、産直施設などを効果的に配置する区域<br>※安全上、居住地としての利用は制限する。    |
| 商業ゾーン    | ・食料品や日用品の販売など日常的な生活サービスを支える店舗が並ぶ区域                                 |
| 公園・緑地ゾーン | ・多面的な役割を担う公園・緑地を整備する区域                                             |
| 農地・自然ゾーン | ・浸水した農地の再生など自然的土地利用を推進する区域<br>※安全上、居住地としての利用は制限する。                 |
| 道路・鉄道    | ・災害に強い国道45号の整備を行うとともに、高台住宅地へのアクセス道路を強化する。<br>・歌津駅(JR気仙沼線)は移設を検討する。 |

【想定事業】:防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業、漁港施設機能強化事業など

■漁業集落の集約移転のイメージ



※上記の図は、近くの高台を造成し、新しい住宅地へ移転するイメージを伝えるものであり、特定の集落(地区)の計画を示したものではありません。将来にわたって、安心して暮らし続けられる集落を形成するため、引き続き、地域住民と協働で計画の検討を進めていきます。

■漁業集落の個別移転のイメージ



※上記の図は、近くの高台を造成し、新しい住宅地へ移転するイメージを伝えるものであり、特定の集落(地区)の計画を示したものではありません。将来にわたって、安心して暮らし続けられる集落を形成するため、引き続き、地域住民と協働で計画の検討を進めていきます。